

熱硬化性樹脂積層管

JIS K 6914: 2024

(JPIF/JTPIA/JSA)

令和6年7月22日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名				所属
(部会長)	松	橋	隆	治	東京大学
(委員)	安	部		泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル
					タント・相談員協会
	江	坂	行	弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大	瀧	雅	寬	お茶の水女子大学
	木	村	_	弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉	片	憲	治	早稲田大学
	越	Ш	哲	哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是	永		敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎	名	武	夫	千葉大学
	寺	家	克	昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清	水	孝力	太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清	家		剛	東京大学
	曺	辻	利	之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田	淵	_	浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千	葉	光		関西学院大学
	中	Ш		梓	一般財団法人日本規格協会
	久	田		真	東北大学
	廣	瀬	道	雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星	Ш	安	之	公益財団法人共用品推進機構
	細	谷		恵	主婦連合会
	棟	近	雅	彦	早稲田大学
	村	垣	善	浩	神戸大学
	山	内	正	剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:昭和37.1.1 改正:令和6.7.22

官報掲載日:令和6.7.22

原 案 作 成 者:日本プラスチック工業連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2 アロマビル TEL 03-6661-6811)

山 田 陽 滋 豊田工業高等専門学校

合成樹脂工業協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビルディング TEL 03-5298-8003)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1	適用範囲
2	引用規格······
3	用語及び定義
4	類別,種類,区分及び記号
5	品質
6	寸法及び寸法許容差····································
6.1	長さ及び長さ許容差
6.2	内径、外径及び肉厚の許容範囲及び許容差・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.3	偏肉及び偏肉の許容範囲
7	外観9
8	色9
9	試験方法·······
9.1	試料の採取方法9
9.2	試験片の作り方
9.3	試験の一般条件
9.4	寸法
9.5	貫層耐電圧
9.6	沿層耐電圧
9.7	曲げ強さ ····································
9.8	圧縮強さ
9.9	加熱後の外観
9.10) 吸水率
9.11	比重
9.12	? 耐アセトン性 ······ 11
10	包装及び表示
附属	曷書 A (参考) 積層管の類別,種類及び用途 ····································
解	説

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本プラスチック工業連盟(JPIF)、合成樹脂工業協会(JTPIA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS K 6914:2006 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 6914 : 2024

熱硬化性樹脂積層管

Laminated thermosetting tubes

1 適用範囲

この規格は、熱硬化性樹脂積層管(以下、"積層管"という。)について規定する。ここにいう積層管とは、紙又は布を主基材としてフェノール樹脂を結合剤とした円管、ガラス布を主基材としメラミン樹脂を結合剤とした円管及びガラス布を主基材としエポキシ樹脂を結合剤とした円管とする。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項 を構成している。この引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 6911 熱硬化性プラスチック一般試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS K 6911 による。

3.1

積層管(1類)

繊維強化基材を巻いて金型成形した積層管

3.2

積層管(2類)

繊維強化基材を加圧しながら巻いて作った積層管

3.3

偏肉

積層管の軸に垂直な切断面の最大肉厚と最小肉厚との差

4 類別, 種類, 区分及び記号

積層管の類別、種類、区分及び記号は表1のとおりとする。